



運営協議会の部会として

位置づけられる

平成21年度 第1回

福祉有償運送運営団体意見交換会

十月七日(水)十三時三十分よりウエルとばた六階会議室にて平成二十一年度第一回福祉有償運送運営団体意見交換会が行われました。参加した団体は六団体、十七名で、運営協議会検討委員の貞包健一氏と熊添潤一氏。市の事務局からは、いのちをつなぐネットワーク推進課金子係長と笹原氏が出席し、北九州市社会福祉協議会からは火箱課長が出席しました。「さわやか」からは、梶原常務理事と貞谷事務局員が参加しました。

初めに障団連事務局長の古賀氏より、「昨年度からの保留事項や持越しになった活動助成金の問題、利用料金の問題等を運営協議会でぜひ検討してほしいとの



意見もあり、今年度も引き続き検討することになりました。今回から運営協議会の部会という形で位置づけられました。」と経過説明がありました。

実施団体意見交換会は

全国でも例がない!!

司会の貞包氏は「この様な意見交換会は全国でも例が無いのではないのか、そして皆さんの現場の声があつてこそ、いろいろな事が良くなっていくので、皆さんの意見を出して欲しい」と挨拶がありました。

活動助成金について

活動助成金については、金子係長より説明がありました。

「前回の検討会で各団体の運営が厳しい為、市として助成のような事業は出来ないかと要望があつたが、市からの直接の助成は厳しい為、北九州地域福祉振興基金(ひまわり基金)でできないかと、検討中です。決まり次第、運営協議会を

通じて説明が出来ると思います。」と話がありました。運送の対価について

貞包氏より、運送の対価については、「基準として概ねタクシー運賃の半額が目安ですが、上限を決めているわけではないので、地域の運営協議会の判断で、ある程度幅を持って決めることが出来ることになっていきます。各団体の運営が厳しいから事業をやめるのか、値上げをしてでも、事業継続を優先するのか、などの判断をする事は理解できます。ただし、利用者さんの立場を考えた時にどこまで上げていいのか、難しい判断です。」と話がありました。

相乗り(複数乗車)と

運送の区域の特例的な

取り扱いについて

梶原常務理事から、二点質問を挙げました。

一つ目の質問が、相乗り(複数乗車)の件です。同じ病院から同じ方向に帰られる二人の透析患者さんが、相乗りで送迎する場合、運営協議会に申請しないといけません。

次回の運営協議会が開催されるまで送迎ができません。

また、意見交換会の中で、今回申請を出している一団体の値上げの主旨等を聞き、他の団体の対価についても話を聞きました。団体の中には迎車料を設定したので、会としては苦しいが、値上げは出来ない。また、利用者のニーズは多いが動けば動くほど赤字になるので、人数でしか動けない。その他、今、値上げの検討中であるとの報告がありました。

旅客の範囲について

障害別の利用者の受け入れ方や、何かの理由で要介護認定を受けておられない方や手帳を持っていない方などの申込みがあつた場合は、市で相談に乗るとの回答がありました。

できれば速やかに許可が出るように考えてほしいとお願いしました。

二つ目の質問は、国土交通省から、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」の通達が来ていましたが、特例が出た場合、国土交通省に移送を行って概ね、一週間以内に報告をしないといけ

ないとなっています。

事後報告をして認められる場合はいいのですが、認められなかった場合はどうしたらいいのかという問題点が挙げました。

複数乗車(相乗り)の

料金規定の設定

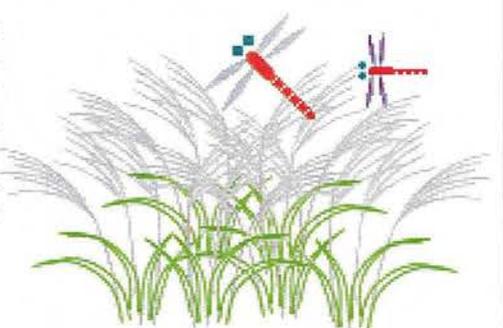
一つ目の回答は、まず複数乗車の料金規定を設定し運営協議会にかけないといけません。その中で、透析患者さんであることや距離的なことを配慮して、検討会を経て運営協議会で協議をしてもらいます。と、回答がありました。

事前に相談してから

移送すること

二つ目の回答については、不安な点や分からない時は、事前に市の方へ相談してから移送をするようにしてください。との回答でした。

(裏面につづく)



皆さん

自立支援協議会を知っていますか!?

北九州市では平成20年1月から北九州市障害者自立支援協議会を設置した上で「総会」「個別支援協議」「定例支援協議」「個別支援部会」「ネットワーキング部会」「サービス利用計画部会」を位置づけて取り組んでいます。

十月八日(木)十時よりウエルとばた7階にて障団連主催の研修会が行われ、「さわやか」より四名が参加しました。

講師として、北九州市障害福祉課在宅支援部長渡辺氏と、北九州市障害者地域生活支援センター所長柳沢氏を迎えて、「北九州市

【一面からのつづき】
運転協力者の

年齢の基準について

社会福祉協議会の火箱氏より、運転手さんの年齢の事で各団体に質問がありました。

団体の中にはドライバーさんの年齢に基準を付けて線を引いている所とまだ引いていない所や検討中のところがあり、高齢の方と言っても個人差があるので、いちがいに線を引くのは難しいのではないかと、その意見も出ていました。しかし、個人差があっても、人様を乗せる意味で、本人が

における自立支援協議会について」の勉強会がありました。

初めに、渡辺係長より、自立支援協議会の概要について、障害者自立支援法により、相談支援事業を効果的に実施する為の、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役

運転に自信があっても命にかかわる事だから事業所は勇気を持って線を引かないといけないのではないか、との意見が出されました。

最後に貞包氏が「今日の意見交換会は有意義な話が出来たと思います。次回は十一月末を予定しています、それまでに聞いてみたいこと、疑問に思った事などまとめておいてください。」と挨拶があり、十五時十五分に閉会しました。



割を果たす協議会の場であるとの説明がありました。

また、「地域自立支援協議会」を全市町村に義務付けられた事で、北九州市では平成二十年一月に「北九州市自立支援協議会」を設置しました。

その後平成二十一年度より「北九州市障害者自立支援協議会」に名称が変更されました。

自立支援協議会の目的とは

自立支援協議会の目的は、

- ① ホームページ等を利用して市民に広く周知します。
- ② 隠れたニーズを掘り起こします。
- ③ 関係者の積極的な参画を促します。
- ④ 地域のネットワーク構築を図ります。

この様な自立支援協議会を経て、北九州市に居住している障害者やその家族、関係者の支援をしています。

自立支援協議会の今後の課題

自立支援協議会の今後の課題としては、

- I、協議会の障害者、市民等への周知(困った時に支援してくれる所としての周知)
- II、障害福祉サービスの事業者のネットワークの構築

III、障害者の権利擁護に関する取り組み(システムづくり)があります。

その後、質疑応答があり、障害者が相談をする中で、多くの会議にかけられ、たくさんの方が係わり協議されるようですが、個人情報を守られるようにしてほしいと、要望がありました。研修会は、十二時に終了しました。

地域自立支援協議会とは

共通の目的に向け、情報を共有して、具体的に協働する地域の関係者によるネットワーク&プロセス

共通の目的

◆ 障害者自立支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」に大きな共通意識を常に持ちながら参加する。

情報の共有

◆ 地域の実態や、課題等の情報を集約し、全員が共有する。

具体的に協働する

◆ 参加者が抱える実際のケースや、地域の課題を持ち寄り、制度や誰かのせいにするのではなく、全員が自らの課題として受け止め、ともに解決しよう、自分のところでは何ができるか、一歩でも前進しようというスタンスで協働していく。

地域の関係者によるネットワーク

◆ 利用者が抱える様々なニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意する必要があります。

◆ サービスに裏打ちされない相談は意味がない。また、一事業所だけで用意できる支援には限界がある。そのことに気づけば、自ずと顔が見えるネットワークの必要性が分かるはずである。

◆ 官と民が協働するシステムの構築
(研修会の資料より抜粋)

